

「東村山市議会基本条例(案)」にかかる市民意見への対応

1. 案件名 「東村山市議会基本条例(案)」

2. 担当所管

- (1)名称 東村山市議会事務局
- (2)所在地 〒189-8501 東村山市本町1-2-3
- (3)電話番号 042-393-5111(内2812~2815)
- (4)FA X 042-397-9436

3. 概要

- (1)意見募集期間 平成25年10月23日(水)~11月5日(火)
- (2)資料及び意見回収箱設置場所 東村山市ホームページ・市役所本庁舎5階議会事務局・市役所本庁舎1階情報コーナー
いきいきプラザ1階総合案内窓口・中央公民館・萩山公民館・秋津公民館・富士見公民館・廻田公民館
中央図書館・富士見図書館・東村山駅西口サンパルネ内地域サービス窓口・市民スポーツセンター・ころころの森

4. 受付した意見等の件数 合計 27件 (ご意見、ご質問数 127件)
※1回の提出で複数のご意見、ご質問をいただいたものにつきましては、項目ごとにカウントしました。

内訳

- (1)各施設に設置した意見回収箱 13件
- (2)議会報告会会場 4件
- (3)FAX 4件
- (4)ホームページ入力フォーム 6件

5. その他

いただきましたご意見、ご質問につきましては、原文のまま掲載しています。

No.	寄せられたご意見	該当箇所	ご意見に対する市議会の考え方
1	<p>PI「前文」の1行目は不要です。「二元代表制」に触れるのであれば、そもそもの根拠法である憲法・自治法との関連を記述するべきです。その意味では議会措置を定めた地方自治法第89条を明記し、基本的機能として①地域の住民の意思を代表する②自治立法権に基づく立法③執行機関に対する批判・監視機能をもつことを具体的に示すことが理解を促進すると思います。本来なら、東村山市議会の定数は、地方自治法の定めにも照らせば、「人口15万人以上20万人未満」の40人が基準になるべきですが、「民主的運営」ではなく財政面からの判断で25人に削減してきました。効率的議会運営でムダを無くす、と聞こえの良いことを言いながら、民意の反映を切り捨てているのではないのでしょうか。現実にはH24年度決算でも約11億円の剰余が一般会計の到達であり、財政調整基金への積み増しで38億円の残高となっています。財政民主主義からも見直しがされなければ「信頼される議会」には基本的に結びつきません。「様々な改革に取り組んだ」といいますが、その多くはパソコンをツールとするITに対応できなければ、その恩恵を受ける対象にはならない状況です。東村山では、一人会派はじめ少数会派が存在していることもあり、本会議同様に「全員協議会」が制度化されています。機械的に批判するものではありませんが、正規の手続きもなく法的根拠もないものです。会議は非公開であり、正規の記録も手続きもなく「結果の公表」もないため、基本条例でも触れていません。「市民に開かれた議会を目指し」との文言があっても、説得力ある論立てとは思えません。</p>	前文	ご意見としていただいております。
2	<p>前文に意味が無い。過去の反省と未来への強い意志を明記した確固たる理念を感じない。</p>	前文	ご意見としていただいております。
3	<p>「選挙で選ばれた執行機関である市長と、議事機関である市議会の二元代表制」という表現は、「選挙で選ばれた」が「市長」にしかかかっていなく、二元代表制の正確な説明ではない。「選挙で選ばれた執行機関である市長と、同じく選挙で選ばれた議員で構成する議事機関である市議会の二元代表制」とした方がいい。</p>	前文	ご指摘のとおり修正しました。
4	<p>「これからも市民全体の福祉向上を目指し、信頼される議会であり続けるために不断の改革を決意し、ここに東村山市議会基本条例を制定します」という一文は本来、何のために議会基本条例を制定するのかを説明するはずなのですが、「不断の改革を決意し、」という言葉が入ることでぼやけてしまっています。他の議会基本条例を見ても、前文の最後は制度の目的、または条例の位置づけを明確にしていることを考えれば、「不断の改革を決意し、」という言葉は外すか、その前の文章に組み込む方がいい。</p>	前文	ご意見を参考に修正しました。

No.	寄せられたご意見	該当箇所	ご意見に対する市議会の考え方
5	「前文」というより「経過」といった意味合いが強いと感じました。であるならば、平成〇〇年に北海道栗山町へ視察したことが取り組みの始まりだと思いますが、そのような記述を追加してみてもどうでしょうか。「地方自治法」「標準会議規則」が基本にあることを記述することも必要ではないでしょうか。	前文	ご意見としていただいております。
6	前文に一般論としての「議会」と「東村山市議会」の2つの言葉が出ていることを考えれば、第1条に出てくる「議会」は「東村山市議会」であることを明確にし、「東村山市議会(以下「議会」という。)」とした方がいい。	1条	ご意見を参考に修正しました。
7	前文に「責任と役割を果たしていきます」と明記した以上、責任と役割の具体的な内容を明らかにすることを、目的の中に盛り込む方がいい。つまり「議会が担うべき役割を果たすための活動原則のほか、」は「議会が果たすべき責任と役割を明らかにし、そのための活動原則のほか、」とした方がいい。	1条	ご意見を参考に修正しました。
8	「議会に関する基本的事項」は条例内容から考えれば、「議会及び議員に関する基本的事項」とした方がいい。	1条	ご意見を参考に修正しました。
9	「市民」の定義があった方がいい。対象を明確にした方が、あとで出てくる「市民に開かれた議会」「市民の声」といった言葉がわかりやすくなる。	1条	検討過程では市民を定義していましたが、「市民」あるいは「市民等」を使い分けることなく、広く「市民」ととらえたため、あえて定義はしませんでした。なお、「市民」については、ご意見を参考に考え方を第1条の解説に付け加えました。
10	議会でなく議員が代表であり、字句表現が不適切。	2条	議員が代表であることはおっしゃるとおりですが、第2条は住民が直接選んだ議員で構成する合議体の一員として、全員で目指すべきものを定めています。そして、第3条で議員一人一人の活動原則を定めています。
11	議会の活動原則を掲げる前に、議会の果たすべき責任と役割についての条文を入れた方がいい。	2条	議会の権限等は地方自治法に定められており、責任と役割として第2条をつくりました。
12	「活動する」ではなく「活動しなければならない」もしくは「活動することを責務とする」「活動することを使命とする」とした方が、議会としての決意・意思をあらわしていると思う。	2条	条文全体を通して「〇〇する」で統一しています。

No.	寄せられたご意見	該当箇所	ご意見に対する市議会の考え方
13	項目の中に「議会運営、審議内容及び議決結果について、市民に対する説明責任を果たさなければならない」の一文を加えた方がいい。	2条	いただいたご意見を参考に第5条を修正しました。
14	市民の声を把握するためには、議会が市民に報告する義務も入れたほうが、より開かれた議会運営として明確になりませんか？第5条には明記してありますが。	2条	第5条に明記し、市民意見の把握に努めてまいります。
15	全体として、理念の整理が進み明文化された点はよいのですが、記載に具体性が足りず、実効性に疑問を抱かざるを得ません。「不断の改革」という表現が前文、第2条に出てきますが、具体的に、何についてどんなスパン、どんな方法で改善を図るのか記載がありません。第18条の逐条解説に「2年に1回検証し、不断の改革を行います」とありますが、2年に1度の見直しでは不断(=途絶えず継続的に行う)とは言えません。特に第2条には具体的に踏み込んだ表現を加えてください。	2条	「2年に一度の見直し」は、議会の責務として最低限必ず行うために明記したものです。条例を前提とした議会運営と改革を着実に進めていく中で、改善を重ねてまいります。
16	第2条、第3条の行動原則は、内的な努力や心がけに終わっています。「市民に対する説明責任を果たす」をそれぞれに加えてください。どう努力されても市民に見えない、わからないままでは意味がありません。必須の内容と考えます。	2条	いただいたご意見を参考に第5条を修正しました。
17	議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない議会は市政に係る重要な情報を常に市民に対し周知するよう努める。議会は情報技術の発達をふまえた、多様な広報手段を活用することにより、市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努める。議会は議会に関する日本国憲法、法律及び他の法令等の条項を解釈し運用する場合においても、この条例に照らし判断しなければならない。	3条	ご意見を踏まえ、議会の報告や情報の発信に努めてまいります。
18	議員活動の原則の中に、議員間の自由な討議を重んじるとありますが、とてもいいことだと思います。民主的に相手を尊重し討議をして欲しい。	3条	そのように取り組んでまいります。
19	資質向上の資質とはなにかが書かれていないのに、どうやって向上させるのか。抽象的すぎるのではないか。御用聞きのような仕事は議員のやるべきことではない。もっと能力の高い議員をつくることに真剣に取り組むべき。	3条	議員に求められる資質は多種多様であり、特定、限定することはできませんが、時代の要請に的確に応えるために必要な新たな資質はあると考えます。議会としても資質向上に取り組んでまいります。

No.	寄せられたご意見	該当箇所	ご意見に対する市議会の考え方
20	「活動する」ではなく、「活動しなければならない」もしくは「活動することを責務とする」「活動することを使命とする」とした方がいい。	3条	条文全体を通して「〇〇する」で統一しています。
21	第2条は「把握することに努め」のあとに「一部団体及び地域の代表にとどまらず」という一文を入れた方がいい。開設の意味合いがより明確になる。それが無理なのであれば、「市民の多様な意見」という一文を「多様な市民の意見」と変えた方がいい。なぜならば、「多様な意見」は「一部団体の及び地域の代表」からも得られるからです。	3条	ご意見を参考に解説を修正しました。
22	1)議員の活動原則に倫理条文を入れてください。東村山の市議会や議員への信頼を損ねる事象として、議場内外における相手の人格を傷つけるようなヤジ、市民にとって根拠の確かめようがない中傷の情報や事実誤認を誘う表現の発信が一部の議員により繰り返されたり、議員同士の裁判沙汰などが過去、ありました。この条例に入れられないのであれば、ぜひ別途、倫理条例を制定してください。2)資質向上、研鑽のために研修を行うことを明記いただいたほうがよいと思います。内容として、様々なツールを活用した伝達表現、コミュニケーションやファシリテーション能力の向上も含めていただくことを希望します。	3条	1)議論はしましたが、時間をかけて検討すべきとの判断から見送ったものです。今後の課題ととらえています。 2)議員に求められる資質は多種多様であり、特定、限定することはできませんが、時代の要請に的確に応えるために必要な新たな資質はあると考えます。議会としても資質向上に取り組んでまいります。
23	議論する力が足りない会議の中身を見るにつけ議員それぞれのディベート能力が著しく欠如しているとの思いが強まる。それゆえにこれだけの長い時間を要してしまったという自覚はあるか。定期的に議員各自の論理構成力を高める勉強会などを行う事を義務付けるべき。	3条	議員に求められる資質は多種多様であり、特定、限定することはできませんが、時代の要請に的確に応えるために必要な新たな資質はあると考えます。議会としても資質向上に取り組んでまいります。
24	『一部の利益』とは何か表現が抽象的すぎて如何様にも解釈ができる。せめて『一部の団体や組織』などと表記し、議員による御用聞きやご機嫌伺いをさせないようにするべきではないか。	3条	ご意見を参考に解説を修正しました。
25	議員の資質について広範囲にわたることは理解できるがそれでもあまりにも抽象的すぎて市民が資質の有無を判断できない。せめて『議論する力』『倫理観』『行動力』など代表的な項目は挙げるべきではないか。	3条	議員に求められる資質は多種多様であり、特定、限定することはできません。
26	所管事務調査を使う前に、議員一人一人が不勉強すぎる。予算決算特別委員会の配信請願を例にとれば、1年間請願者の意見を聞かず無駄な時間を消費したことを自覚して欲しい。委員会開催前に自身で調査、予習すれば良いだけの事ではないのか。	3条	ご指摘は真摯に受け止めさせていただきます。

No.	寄せられたご意見	該当箇所	ご意見に対する市議会の考え方
27	議員の活動原則(3)自己研鑽および調査研究 現在、研修として国内旅行などを行っている会派の研修報告書の市民への公開がなされていない。情報公開にはお金がかかります。他区の話で恐縮ですが、毎年2回国内旅行であそびにいっているようだ。研修報告をいつでも市民が閲覧できるように細則をきめてほしい。でないとも自己研鑽の予算がふくらみ、議員の物見遊山が横行する結果になる。	3条	ご意見のような研修はしておりません。会派視察の報告書をホームページへ掲載することについては、今後、検討してまいります。
28	会派の結成を明文化する必要はない。議員が活動するために自己研鑽が必要であるということであれば、勝手にやればいい。前条でいう「自由な討議」は議員間であり、会派はむしろ逆の動きである。削除すべき。	4条	会派について議論した結果、明文化することにしました。
29	「結成する」という表現は適切ではないのでは？東村山市議会では議員は会派に必ず属するというのであれば、「結成しなければならない」とした方がいいし、会派に属する必要がないのであれば「結成することができる」とした方がいい。	4条	会派については議論を行いました、結果として条例の案文に集約されました。
30	東村山市議会では議員個人ではなく、会派に対して政務調査費が支給されることを考えれば、「会派は、共通の理念をもつ政策立案を行うものであって、政策立案に資するための調査研究に努めなければならない」という項目があった方がいい。	4条	会派については議論を行いました、結果として条例の案文に集約されました。
31	第1条に「議会に関する基本的事項を定める」とあるのだから、この条文において「代表者会議」と「代表質問」について説明した方がいい。	4条	代表者会議は交渉団体代表者会議規約に基づく協議体であり、代表質問はその交渉団体が行えるものです。その位置づけについては条例施行までに整理し、改善すべき点は改善します。
32	会派が何であって、必要だということはうっすら？理解はしていますが、議運に全会派がはいっていない現状を考えると、その重要性がよくわかりません。条例には、会派の規定は必要でその運用を見直すということなのでしょうが、ひっかかった事項です。	4条	議会運営委員会は慣例により交渉団体から委員が選出されています。そのあり方については条例施行までに整理し、改善すべき点は改善します。
33	昨今、市報を見ているとコメントを求められることが多くあり、資料はインターネットで、公共施設に置いているなどと言われますが、高齢者、障がいを持っている方、仕事をされている方等々、市民は様々です。施設に置かれている資料はすくなく、提出期間は短く、関心がなければ参加することは不可能です。いろいろな場面で、より多くの市民の声を求めるならば、他市のように「意見提出手続きに関する条例」をつくるのが、今必要なのではないのでしょうか。	5条	ご意見としていただいております。

No.	寄せられたご意見	該当箇所	ご意見に対する市議会の考え方
34	5条の結果報告を、どう扱うのか?「解説」からしても、意思の収集に留まっているように感じる。市民への理解を求め、市民に納得してもらえたかについて考察するまでに至っていないように感じる。つまり、PCAサイクルのチェックで終了するケースになりかね不安が残る。群馬県太田市の事例をとると、PCAの後に更にS(standard:標準化)につなげて、更に見返し対象として、PCAサイクルを回されているので、これを参考にされてはいかがでしょうか。	5条	ご意見としていただいております。
35	第5条に具体的な手法を謳われたことを評価いたします。	5条	ご期待に沿えるよう努力します。
36	第5条で挙げられた5つの項目以外に「議会への手紙」「議会へのEメール」を入れて欲しい。理由は二元代表制のもう一方である行政側が用いている市民意見の把握手段と比較すると、「市長への手紙」「市長へのEメール」に当たるものが欠けているから。	5条	意見把握の手法として受け止め、今後検討してまいります。
37	報告会の開催頻度及び時期について今の流れではおそらく全てが事後報告になると予想される。それでは出てくるのが早い議会報である。すなわち存在意義が薄い。だから人が来ないのではないか。例えば質疑通告を早め、『今度の本会議ではこのような議題があがる』というテーマで行ったり、閉会中の各種委員会のテーマを集め市民の意見を問う場を設けるといった先手の動きを考えて欲しい。	5条	議会報告会の細かい開催運営については条例施行までに検討してまいります。
38	市議会傍聴資料について 一般市民としても議員と同条件で傍聴しているため、同一資料を提示してほしい。市議会は市民の為に開催される場だと思っている。従って市民としては傍聴しやすい、苦にならない傍聴席を設けてほしい。又資料も充実して判りやすい手段を取って欲しい。	6条	ご指摘を踏まえ今後検討してまいります。
39	会議の公開及び傍聴の促進については、本会議・常任委員会・議会運営委員会・特別委員会は傍聴に制限はありませんが、地方自治法115条の精神からいえば当然会議記録の公開・閲覧を促進すべきです。本会議議事録は、常態としては次会定例会の直前になることが定着しています。期間の短縮を促進してほしいと思います。また、前述以外の各種委員会(教育委員会など)や審議会などは会議場の面積を理由に傍聴数の制限を設けています。議会基本条例には、この扱いについて対象とはされていません。また各審議会の市民参加は極めて限定的で、積極的な政策提言の構図とはなっていません。	6条	会議録の作成に要する期間は確実に短縮されてきていますが、引き続き努力してまいります。また、委員会における傍聴者数は、現状すべての方が傍聴できるようにしています。

No.	寄せられたご意見	該当箇所	ご意見に対する市議会の考え方
40	従来、傍聴時に手元に資料がなく話されていることが分かり辛かったので、傍聴人にも資料を配布すること、そして終了後も回収しないでほしい。	6条	ご指摘を踏まえ今後検討してまいります。
41	ここで言う「会議」とは何かを明確にした方がいい。解説に、「本会議の、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会」とあるが、それならば「本会議ほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会等(以下「会議」という。)」として「会議」を定義づけた方がいい。	6条	ここでいう「会議」は議会が行う公式な会議を指します。その内容を解説に入れました。
42	「会議」の説明として解説には「本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会」とあるが、全員協議会は「会議」に入らないのか？	6条	ここでいう「会議」は議会が行う公式な会議を指します。現在、全員協議会は公式な会議ではなく、議員間の情報共有の場としての意味合いから「会議」の扱いとはしていません。
43	議会は会議を公開し、今まで非公開であった全員協議会や委員協議会も公開すべきであると思います。取扱いについて伺います。	6条	ここでいう「会議」は議会が行う公式な会議を指します。現在、全員協議会は公式な会議ではなく、議員間の情報共有の場としての意味合いから「会議」の扱いとはしていません。常任委員会の協議会、研究調査会の公開については、条例施行までに検討してまいります。
44	第6条では、わかりやすい会議運営とありますので、条文の文言については、抽象的な表現は矛盾が生じるとは思いますか？	6条	ご意見としていただいております。
45	傍聴者への資料配布は傍聴者への礼儀。資料なしの傍聴では何も分からない。	6条	現在、配布可能な資料は配布しております。(一部は閲覧のみ)
46	傍聴用を含む各種資料についていつまで紙ベースの思考回路なのか。前時代的も甚だしい。そのような思考だから『何人来るかわからないから限られた部数しか予算の都合もあって用意できない』とか『議員に言えばコピーする』とかコスト意識の欠如した発言が出てくるのではないか。	6条	現在のところは紙ベースが最適と考えています。資料の電子化については、今後の課題ととらえています。
47	傍聴受付に関して以前に騒動があった事は伝え聞いているので致し方ない面はあるのかもしれないが、それにしても氏名と住所を記載する必要性を感じられない。少なくとも住民に関しては身分証の提示程度で済ませられないか。傍聴に行った際に一度も話した事の無い議員から名前を呼ばれた時は恐怖を覚えた。	6条	身分証の提示は考えていませんが、傍聴手続きについてはいかに簡略化できるか検討してまいります。

No.	寄せられたご意見	該当箇所	ご意見に対する市議会の考え方
48	②第6条の会議公開は、当然と思うが、原則として公開などではなく、どんな場合も公開と解釈してよいか。	6条	個人のプライバシーが議論となるなど公開できない場合もあり得ます。これらの場合を除いて、「公開」ということです。
49	市議会傍聴の際、強く疑問を感じました。その1. 傍聴者に資料が渡されても、持ち帰ることができなかった。その2. 短い時間に多くの質問をするためか、早口で内容がつかみにくかったこと。その3. したがって、回答が的確にはつかめなかったこと。議会基本条例案の第6条で傍聴者に対し資料を用意するとし、第11条ではその論点を整理する必要がある場合、委員長の許可を得て問い返すことができる。があり、これを徹底していただければ、大変ありがたいと思います。	6条	ご指摘を踏まえ、改善に努めてまいります。
50	請願 陳情について全て取り上げて欲しい事と結果を報告してほしい。	7条	請願・陳情はそのすべてを取り上げます。議会としての審議結果はお知らせし、請願同様に公表します。
51	「請願等の取扱い」では、陳情についても請願と同等の扱いとすることを是としています。一見良い措置であるかに思われますが、解説では基本的な違いに触れていません。請願権は憲法、請願法、地方自治法で保障された国民の基本的権利です。陳情は、地方自治法の条文規定のみであり、法的には根拠がありません。本来の記述であれば請願人は未成年者、成年被後見人、法人、外国人にも認められていることを書くべきではないでしょうか。また、請願人に「意見を聞く機会を設けることができる」とされていますが、基本的には審議する日を請願者に周知することを併せ、議会事務局から連絡する扱いと、例外的ではなく必ず請願者に説明の機会を設ける条文にしてほしいです。現状では採択・不採択の文書通知が請願人に届きますが、採択した請願の処理状況についても告知してこそ、議会が責任を果たしたことになると思います。また、陳情の取扱いについては、「議長が必要であると認めるものは、請願書の例により処理するものとする」(標準議会議事規則95条)とされていますが、第7条には関係の執行機関に送付することや、処理状況を確認して必要な措置を講ずる文言は記されていません。陳情の扱いの変更に反対するものではありませんが、国民の権利、住民自治を尊重する姿勢を明確にし、住民要求の実現を促進することに資する条文を期待します。請願人に真剣に向き合う議会になるべきです。	7条	本条例において、紹介議員を必要としない陳情も請願と同様の扱いとすることで、多様な意見を政策提言として受け止め、より真摯に議論してまいりたいと考えております。
52	市民と議会の関係を定める条文であることを考えれば、単に「政策提案」とせず、解説にあるように「市民からの政策提案」と明確にした方がいい。	7条	ご指摘のとおり修正しました。

No.	寄せられたご意見	該当箇所	ご意見に対する市議会の考え方
53	「審議又は審査する」とあるが、「審議」と「審査」の違いがわからない。条文内で説明するか、単に「審議」とした方がいい。	7条	ご意見を参考に解説を修正しました。
54	第7条については、アウトプットマターをどう報告するのか？	7条	請願・陳情はそのすべてを取り上げます。議会としての審議結果はお知らせし、請願同様に公表します。
55	陳情と請願が同じように扱われるという、市民にとっては有益な規定なのに、さらっとした解説でがっかりしました。それにしても、紹介議員の要不要で、審議の扱いがどのように変わるのですか？請願等と略さず、請願及び陳情で明記した方が、市民に分かりやすいと感じます。	7条	請願と陳情は同じ扱いをしますので、紹介議員が不要な陳情も審議することに変わりはありません。表題の「請願等」は第7条第1項の中で「請願等」と規定したため、条例規定上のルールによりこのようになります。
56	先日開かれた議会報告会に参加させていただきました。この間、市民に開かれた議事をめざして、超党派で努力されていることが形になって表れてきていると思います。報告会へもっと多くの市民参加がほしかったと思います。まず、呼びかけのチラシですが、市民が手にして、行ってみようと思うのでしょうか。一考を願います。市民目線に立つということがどんなに大切なことか。多くの市民に関心を持ってもらうことが今後の課題だと思います。	8条	貴重なご意見をいただき、ご指摘の点を踏まえ、改善に努めてまいります。
57	市議会の報告を、市民の誰もが分かりやすく知ることのできる方法を考えてください。	8条	第8条のとおり充実させてまいります。
58	傍聴に行けない市民の事を考えて欲しい。全ての市民が平日の昼日中に予定を空けられることはあり得ない。であれば既に実行に移されている決算委員会のUstreamによる生中継機材を転用した各種委員会の生中継を一刻も早く行うべきではないか。また、既に機材が揃ってはおかしくないはずの9月議会においても試験運用を行わなかったのはなぜか。やる気があるとは到底思えない。	8条	発信方法の拡充については、少しずつ着実に進めてきました。ご指摘はスピード感に対するものと受け止め、引き続き努力してまいります。
59	発信だけでなく周知を。発信することで満足してはいないか。例を挙げれば市議会のTwitterアカウント。Twitterの仕組みを理解していれば現状が何もしていないのとはほぼ同義であることを理解できるはず。	8条	情報発信と周知方法については、引き続き努力してまいります。
60	公正及び透明性をもって監視、評価の基準が不明確。慣れあい排除であれば、独立性というのが妥当。	9条	議会は、市長とは別に選挙によって選出される機関です。したがって、独立性を発揮するために馴れ合いを廃し、市民の立場で市政の監視、評価をすると決めました。

No.	寄せられたご意見	該当箇所	ご意見に対する市議会の考え方
61	市長と市議会との関係は対等であるべきで、市長提案のチェック機能を議会に期待します。	9条	議会としてもご指摘のとおりと考えています。
62	第3章が「市民と議会の関係」であることを考えれば、第4章は「議会と市長等との関係」ではなく、「市長等と議会の関係」とした方がいい。	9条	第3章の表題で「市民」が先に来ているのは市民からの負託で活動していることを明確にしたからです。第4章は、市民の負託を受けた議会の責務として市長等を監視するなどを謳ったもので、議会の責任の重要性に鑑み「議会と市長等との関係」としています。ご理解ください。
63	条文で「市長等」の定義がわかるように、「市長及び執行機関の職員(以下「市長等」という。)」とした方がいい。	9条	解説の内容でご理解ください。
64	「監視及び評価する」ではなく、「監視及び評価しなければならない」とした方がいい。	9条	条文全体を通して「〇〇する」で統一しています。
65	市長等や〇〇委員会などとせずに、はっきりと何をどこで監視するかの考え方を説明して下さい。補助職員と言われてもよくわかりません。	9条	本条文の対象は、市長をはじめ、市が司っている事務事業に携わるすべての職員を指しています。
66	他団体との比較だけでなく、代替案の有無を加える。	10条	第10条の内容と思われますが、代替案は議論の中で得られるものと考えます。
67	条文内の「市長」は「市長等」とした方がいい。	10条	議案の提案者は市長のため、この条文上では「市長」としています。解説については一部修正しました。
68	内容は良いのですが、資料提供を求めるときに、文章確認(含むメール通知)で求める方法をとっているのですか？求めている資料と、議会当日提出された資料が違っていたり不足であったりして、議論が進まないことのないようにしてください。	10条	ご指摘のようなことが起こらないよう求めていきます。
69	「質疑または質問」とあるが「質疑」と「質問」の違いがわからない。条文内で説明するか、単に「質疑」とした方がいい。	11条	ご意見を参考に解説を修正しました。

No.	寄せられたご意見	該当箇所	ご意見に対する市議会の考え方
70	本会議や委員会での質疑、一般質問、代表質問など、すべてにおいて一問一答方式で行うという理解でよいのか？	11条	すでに委員会での質疑と一般質問では行っています。今後は本会議における議案審議も一問一答で行いますが、代表質問等については今後検討してまいります。
71	第2項の「当該論点に限り、」という言葉は、前述の「その論点」と同じであり、削除した方がいい。	11条	ご指摘のとおり修正しました。
72	問い返すことができるというのは、議会言葉で耳にする「反問権」というものですか？もしそうならば、反問権という言葉も入れた上で問い返すというわかりやすい表現で条例にして下さい。	11条	答弁者が対案を求めるような反問ではなく、必要な論点整理に限りますので「反問権」という言葉は使いませんでした。
73	第11条「議員は、論点を明確にするため」ではなく「議員と市長等との質疑応答は論点を明確にして行うものとし」とすべき。	11条	このままの表現で適切と考えます。ご指摘を踏まえ、論点を明確にした議論に努めてまいります。
74	「閉会中において」と限定しない方がいい。現在、通年議会を視野に入れた議論がおこなわれていることを考えれば、条文では限定せず、細かな運用については施行規則などで定めた方がよい。	12条	開会中(会期中)は一般質問や緊急質問など、質問できる制度があるため、閉会中に限ったものとしました。運用については、今後検討してまいります。
75	なぜ「文書質問」が必要なのか、その位置づけを条文で説明した方がいい。	12条	このままの表現で適切と考えます。必要性は解説のとおりです。
76	議長の許可を得て市長等に対して文書質問をすることができるようにしたことは大変評価できます。しかし文書質問が提出された後、必要性について議会運営委員会に意見を求めることはおかしいのではないかと。また、緊急を要する事案だけでなく、一般質問のように市政全般にしてはどうか。	12条	緊急性を要しない質問まで拡大することについては、際限がなくなる可能性も想定されるため、踏み込んでおりません。
77	質問の内容や緊急性の判断で議長の許可が必要ということでしたが、議長が許可できないと判断したときは、必ず議運で検討するとした方がいいのではないですか？特定議員だけが、不許可になることも起きると思います。(そんな意地悪はもうしない東村山議会だと信じたいけど信じられない)	12条	緊急性を要しない質問まで拡大することについては、際限がなくなる可能性も想定されるため、議会運営委員会に意見を求め、議長が判断することとしました。議長が判断したことを議会運営委員会がよし悪しとするものではありません。どの議員にかかわらず、質問の内容で判断します。
78	文書質問を認めた事は大きな前進、大きく評価できるが議運委に意見を求める必要はない。出された質問は全て市長に提出し、答弁の中で行政に委ねるべき。	12条	緊急性を要しない質問まで拡大することについては、際限がなくなる可能性も想定されるため、議長が必要に応じて議会運営委員会に意見を求め、判断することとしました。

No.	寄せられたご意見	該当箇所	ご意見に対する市議会の考え方
79	第12条 文書質問の可否は緊急性に基づいて議運が判断、と議会報告会で説明がありました。しかし条文には緊急性が判断基準であることが記載されていません。また緊急性のある質問が出た場合に議運が即時開会されるのか疑問です。本来、議員活動に必要な質問は随時行えるようにすべきであり、会期中でも行えるようであってほしい。議会報告会の説明にあった「一般質問の時間切れ分の文書化の禁止」は別のところから抑制いただきたい。	12条	緊急性を要しない質問まで拡大することについては、際限がなくなる可能性も想定されるため、議長が必要に応じて議会運営委員会に意見を求め、判断することとしました。
80	第12条の文書質問は、現状の一般質問を補完するために議員に新たに付与される権利だと理解する。つまり、年4回しかなく、しかも1回につき3部門しか質問ができず、さらに時間的な制約がある一般質問だけでは、議員の活動原則として定めた第3条の(2)にある「市民全体の福祉向上を目指すこと」は十分にできないという判断から設けられた条文であるはずだ。それならば、文書質問の役割を明らかにさせるためにも、まず一般質問についての次のような条文が必要と考える。「議員は、定例会において、市民全体の福祉向上のため、一般質問をする責務がある。」近年、一般質問をしない議員が増えているが、「責務がある」と定めることにより、議長を除く全議員に一般質問していただき、市民全体の福祉向上を目指して欲しいと考える。このように一般質問について定めた上で、第12条を次のように修正すべきと考える。「議員は、市民全体の福祉向上のため、議長の許可を得て市長等に対し文書質問をすることができる。2 前項の規定による文書質問が提出された場合、議長はその必要性について、議会運営委員会に意見を求めることができる。3 議会は、文書質問の内容と回答を市民に公表しなければならない。」「市民全体の福祉向上を目指すこと」が最優先であることを考えれば、「閉会中において」という期間を限定するような文言は必要ないと考える。また、文書質問は議長を通すので、議員個人の質問ではあっても、議会として質問するものであるため、質問と回答を議員全員に公表するのはもちろん、市民にも公表すべきと考えるので、それを定義する一文を加えた。	12条	閉会中において、緊急に質問しなければならない事案が発生したとき、これを質問できるようにしようとの趣旨から制度化するもので、一般質問の補完ではありません。また、一般質問については義務ではありません。公表については行っていきます。
81	③第12条の2項は削除すべきである。前文でも言っている通り、市議会は、言論の府として多様な市民の声を反映する必要がある。市民に公選された議員は、閉会中であれ、情勢の変化の中で、市民の声を市長等に質問する事は当然である。その際、議長の判断や議運の意見を聞く必要はない。こういう条件をつけることが、結局は多様な意見を奪い、自由闊達な議会から遠ざかることになると考える。	12条	緊急性を要しない質問まで拡大することについては、際限がなくなる可能性も想定されるため、議長が必要に応じて議会運営委員会に意見を求め、判断することとしました。
82	「市長に」とあるが「市長等に」の方がいい。	13条	その前の「条例の提案、議案の修正」を受けるもので、議案の提出権を持っている「市長」に対し、という意味です。

No.	寄せられたご意見	該当箇所	ご意見に対する市議会の考え方
83	大事なものは「自由な討議」ではなく、「議論を尽くして合意を図る」ことなのでは？つまり「自由な討議を重んじた会議運営を行う」ではなく、「自由な討議を重んじ、議論を尽くして、会議において合意形成を図る」とした方がいい。	14条	議会において、自由な討議をした結果、それでも各議員間で合意できないことも多々あります。合意形成も含め、よりよい結論を得るために徹底的に議論を尽くすことを定めています。
84	すでに地方自治法で地方議会の権限として定められていることを、地方自治体の条例に再掲する必要はないのでは？もし条文を残すのであれば「積極的に活用するよう努める」など議会の意思を明確にした方がいい。	15条	ご指摘のとおりですが、積極的に活用していこうとの思いから、あえて規定したものです。
85	第15条 専門的知見は、議会改革、議会運営においてもアドバイザー的存在を常設するなど、外部の知見の活用を積極的に行っていただきたい。透明性、公正さにもつながり、議会の信頼を高めることに寄与すると考える。	15条	積極的に活用してまいります、常設は難しいと考える。
86	市民の知見を活用せよ。予算決算特別委員会の配信請願や本会議の生中継請願を例にとるまでも無く自身の不勉強を猛省し、東村山市内に散らばる市民の専門的知見を最大限活用するべきではないか。	15条	積極的に活用してまいります。
87	「議会事務局機能」の定義が必要なのでは？議会事務局の役割を明確にしなければ、「議会事務局機能の強化」が何を意味するかわからない。	16条	第2条と本条解説のとおりです。
88	議会事務局職員の人事に関する議長権限を条文化した方がいい。	16条	地方自治法第138条第5項で規定しているため明文化していません。 【地方自治法第138条第5項：事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。】
89	議運のありかたは、継続検討ということでしたので、是非検討して下さい。そうでなければ検証にならないと考えます。	18条	議会運営委員会のあり方は、今後検討してまいります。
90	第18条 見直し手続きは、外部からの目線を専門的知見と市民の両方を必ず入れる形としてください。内部だけではお手盛りに留まってしまいます。	18条	今後の課題ととらえています。

No.	寄せられたご意見	該当箇所	ご意見に対する市議会の考え方
91	<p>検証が2年に1回というのは少なすぎる。議論の途中だとは思いますが、それでも2年に1回という数字を明記した事に関しては失望を禁じ得ない。1か月前の内容を覚えていない者に2年間の総括ができるはずが無い。</p>	18条	<p>議論の結果、2年に1回の検証が適切と考えています。</p>
92	<p>前文に「不断の改革を決意し」とあります。大変立派なことだと思いますが、条例文を読ませていただいた範囲では、議員の皆さんたちだけで進めるようにしか読めないことが残念だと思います。今やどんな仕組みでも、第三者機関のようなものがあって、初めて見直しや改革が重ねられるものです。私の知っているほかの議会の条例には、専門的な立場の方をアドバイザーに位置付けたり、市民を公募してチェック機関のようなものを設けているところがあります。ぜひ考えていただきたいです。</p>	全体	<p>今後の課題ととらえています。</p>
93	<p>同じような意味で、外部との交流や連携といった視点も、条例案からは読み取れません。これからの時代は特に大事だと思いますので、独りよがりにならないためにも、盛り込んでいただきたいと思います。</p>	全体	<p>今後の課題ととらえています。</p>
94	<p>読めば読むほど、あたりまえのことがかいており、こんなことを条例で定めなければならぬ程、当市の議会及び市長及び職員は程度が低いのかと、がっかりする次第です。こんな作文のような、ただ常識をつらつらと並べただけの作文よりも、議会を通年制にし、市民の負託に常に対応できるようにしていただきたいと思います。それを、市民は広義の市民と思うが、具体的にしてください。大切なところです。</p>	全体	<p>通年制については、現在、検討を進めています。「市民」については、検討過程では定義していましたが、「市民」あるいは「市民等」を使い分けることなく、広く「市民」ととらえたため、あえて定義はしませんでした。なお、「市民」については、ご意見を参考に考え方を第1条の解説に付け加えました。</p>
95	<p>「市民」とは、どういう人のことを言うのか。「住民」とどこが違うのか？もし区別しないということであれば、その旨も明記するべき。</p>	全体	<p>「市民」については、検討過程では定義していましたが、「市民」あるいは「市民等」を使い分けることなく、広く「市民」ととらえたため、あえて定義はしませんでした。なお、「市民」については、ご意見を参考に考え方を第1条の解説に付け加えました。</p>
96	<p>市議会基本条例ができることを期待し、評価します。意見の違いは多々あったのですが、ここまでまとめられた議員の皆さんの努力を想います。</p>	全体	<p>議員は議会に対しいろいろな考えを持っています。本条例案は議論を重ね、互いの意見を尊重し、理解し合ってつくりあげました。今後も、市民の声を代弁する議会へと改革を続ける決意です。</p>

No.	寄せられたご意見	該当箇所	ご意見に対する市議会の考え方
97	急がず時間をかけ、議会基本条例を作るのか、必要ないのかを検討していただきたい。議員の中で、議会基本条例作成に反対する人はいなかったのですか。賛成、反対の議員、各々、公表してもらいたい。賛成する議員は、次の選挙には票を入れません。	全体	平成22年に議会基本条例の制定を求める請願を採択し、制定することを前提に、23年6月から2年6か月をかけて検討してきました。この条例に対する各議員の賛否については条例制定の際に明らかになり、公表いたします。
98	第1条に「議会に関する基本的事項を定める」とあるのに、「委員会について」「全員協議会」「議員定数」「議員報酬」「政務調査費」「議員研修」「視察」などについての条文がないのはなぜなのか？	全体	別途条例等で定めているため、この条例には定めませんでした。
99	議員の政治倫理に関する条文があった方がいい。	全体	議論はしましたが、時間をかけて検討すべきとの判断から見送ったものです。今後の課題ととらえています。
100	議会運営におけるこの条例の位置づけを明確にした方がいい。なぜ「最高規範」と明記しないのか？「最高規範」でなければ、どういう位置付けなのか？	全体	地方議会の根拠となるところは憲法と地方自治法です。本条例はそれに基づいて制定され、議会と議員の基本的事項を定めた条例です。
101	いずれにしてもこういう取り組みは良いものに思えます。	全体	ご期待に沿えるよう努力します。
102	議員だけで議会基本条例を作るのはむずかしいだろうと思います。市制50周年に向けて作ってる感じ、必要にせまられて作ってるのだろうかとかギモンです。	全体	議会自らの意思として条例制定に向けて歩みを始めたもので、市制50周年を意識したものではありません。
103	基本条例が決定した際は、解説もぜひ付けてください。解説がないと、よく理解できません。理解したつもりでもまた忘れます。そしてまた説明会や、出前説明会(市民の要請で開催)もして下さい。	全体	ホームページ等で解説は付けます。議会報告会のあり方についても今後検討してまいります。
104	全体的に、文言が不ぞろい、繰り返しが多い、意味が不明瞭など日本語としてこなれていないところが散見されます。文章、各文言を見直し、条例文にふさわしいものに整えてください。	全体	最終的に精査させていただきます。

No.	寄せられたご意見	該当箇所	ご意見に対する市議会の考え方
105	<p>まず始めに、私の主張として、東村山市議会基本条例には全面的に反対します。この条例案の内容云々に反対と言うより、条例そのものに反対します。条例案の内容を確認しましたが、きわめて常識的なことが書かれているだけで、あえて明文化する必要がありません。今まで通りの施政方針で全て対応できる事だと思います。あえてこの条例案の個別の内容をよく見ると、いくつかの重要な問題点があります。</p> <p>1: 市民の定義がなされていない。基本的には市内に住居登録して、実際に住んでいる日本国籍を有する住民でなければなりません。外国人や勤務地や活動拠点があるというだけの人が、市民の権利として市政に口を出すのは、甚だ越権行為だと思います。地方自治は実際にその地に住んで暮らしている者のものです。各々がその所属する自治体で自治に参加すれば良いだけです。さらに、市民の定義が曖昧だと、たとえばテロリストが良からぬ思いで市政に参加したらどうするのですか。誰がその結果に責任を取るのですか。暴力団、犯罪者、反日教育をしたり、反日政策をとる国家に属する外国人。オウムのような狂信的、反社会的宗教の信者、などなど、どのように見分けるのでしょうか。また、その結果は誰が責任をとるのでしょうか。これは自治基本条例なるものの危険性として広く言われている事です。さらに“市民”、“市民の声”と言っても所詮一個人の意見にすぎません。どんな動機で発言しているか誰も分かりません。おそらく善良な人が多いと思いますが、顔も見えず、名前も分からず、素性も分からず、責任も取らない市民の発言は、たとえばネットの掲示板や2チャンネルの書き込みと同じです。そんなものを市民の声として重要視できるでしょうか？市民の声を無視しても良いと言っている訳ではありません。市政、議会、議員にいろいろ意見を言うことは大切だとおもいますが、それは全て議員と行政実務者、市長、議会とが責任を持つべきことです。つまり、行政に関わる全ての方が責任を負うべきです。そのために税を払い、選挙をして行政の決定と実行を負託しているのですから。(つづく)</p>	全体	ご見解としていただいております。

No.	寄せられたご意見	該当箇所	ご意見に対する市議会の考え方
	<p>(つづき)仮に、「自分は良心と信念に基づいて、市政を良くしようと思っている。」と断言する人がいるとしたら、その人は、本名、住所、連絡先、などを公開して意見をすべきだと思います。そうする事にはリスクがともないますし、「個人情報保護法があるからそんな必要は無い。」と主張されるかもしれませんが、結局はリスクも責任もまっぴらごめん、という事です。 前回の市議会議員、市長選挙の投票率は50%を切っております。議員でさえ、全有権者の半分からしか信任されていないのです。さらに市に意見や要望を言う人はどれくらいいるでしょう。全市民の1%いるでしょうか？ 正確な数字は分かりませんが、きわめて少ないと思います。 はたしてそれが市民全体の声でしょうか？ ほとんどの人が毎日の生活、仕事、家事、育児、趣味、自分の勉強や目標の為に忙しく、政治に参加する余裕などないと思います。これが極普通の庶民です。 政治に無知であったり、関心がなかったり、暇のない人であっても、大切な東村山市の市民です。そして大多数の物を言わない静かな普通の人達です。 もっと、声を上げない普通の市民の事を考えていただきたいと思います。 その為には何が一番良い方法かという、選挙の投票率を100%にすることです。それが一番市民の市政参加であり、市民の声を反映することです。 私の考えた投票率を限りなく100%に近づける方法です。 投票用紙と一緒にアンケート用紙を配布して、投票時に投票所で本人確認をしてアンケートを回収します。投票は強制することができませんが、アンケート提出は義務化して、必ず投票所で提出させるようにします。未提出の場合は、幾らかの罰金を徴収するようにします。必ず投票もしてくれるでしょう、アンケートも回収でき、市民の声も確実に政治に届きます。どうかこの方法を検討してください。長々書きましたが、条例の中にある市民という言葉の持つ危険性や、曖昧さ、市民参加の本当の意味を中心に意見を述べさせていただきました。</p>		
106	<p>日常で使われないような言葉が多すぎる。使う事を非とするつもりはないが、せめて注釈を付けるべき。何も知らない人が読んで理解できるように作ることを念頭に置いて欲しい。</p>	全体	<p>条例という性質上、使わざるを得ない文言もありますが、言い換えられるものは平易な言葉に置きかえました。また、一部解説も修正しました。</p>
107	<p>①地方自治で最も大切な観点は、情報公開と住民参加であると言われる。その点から考えると「条例案」は、例えば栗山町や多摩市などの条例と比べて、その観点での条項は乏しいと思える。もっと主人公である市民を重視すべきではないか。現行案では、どの条項が市民重視の条項なのか教えて欲しい。</p>	全体	<p>この条例は、その中心が市民の負託に応えるということです。そのために、議会の権能を生かすことを定めています。</p>
108	<p>基本条例に対する罰則(罰金、免職)がない、少しでも違反の事実があるときは、市民による評決ができるようにされたい。もう少し具体的でないかと画餅になるだろう。</p>	全体	<p>議会基本条例の制定趣旨から罰則規定は相容れないと考えます。</p>

No.	寄せられたご意見	該当箇所	ご意見に対する市議会の考え方
109	<p>「議会と市長等との関係」では「市政運営の監視」の項目を設けています。制度としては、特別職の報酬審議会がありながら、直近でいえば11月17日に「東村山市版株主総会」を開催し、評価するシステムも導入されています。地方自治の本旨は株式会社的運営で効率化を図るものではないと思います。本来なら自治体も議会も住民の生活を守り、福祉の増進のために機能するべきですが、東村山の財政調整基金38億円の積み立てを市長の手腕として評価する場として株主総会が開催されるとしたら本末転倒ではないでしょうか。本来の監視は議会であり、選挙における審判です。評価の二重構造ともいうべき株主総会を見た時、議会基本条例との整合性はどこにもありません。H24年度決算では国保、介護、高齢者医療の特別会計も剰余決算ですが、運営のあり方の改善が必要です。</p>	議会全般	<p>市長部局が自らを評価する仕組みをどのように整えるかは市長部局としての判断で進められていることですが、行政の監視と評価の責任は議会が果たすべきというご指摘はそのとおりであると考えています。この条例を施行し新たな取り組みを進めることで、議会として監視機能を強化し、市長側と緊張関係を保ちながら、政策水準の向上を図ってまいります。</p>
110	<p>議場に国旗が掲揚されていないことを、長い間不思議に思っていました。ぜひ、議場に国旗を掲揚して下さい。それが実現できてからの条例作成が正道だと思います。</p>	議会全般	ご意見としていただいております。
111	<p>議会基本条例を定めるならば、他の議会で盛り込んでいる議決事件の追加ということはどうして盛り込まなかったのか？</p>	議会全般	<p>議論はしましたが、合意には至りませんでした。今後の課題ととらえています。</p>
112	<p>独断と偏見で間違ったことばかり書いた紙を市内の世帯に配ったり、他の議員の批判に明け暮れたり、市民を裁判に巻き込むような議員が現実に関わり、どうして倫理に関するルールを入れていないのか。ひどすぎる議員を退場させるようにできないのか。</p>	議会全般	<p>議論はしましたが、時間をかけて検討すべきとの判断から見送ったものです。今後の課題ととらえています。</p>
113	<p>条例への意見ではありませんが、言いたいことがあります。説明会に行きました。最後に説明に立った〇〇議員の発言はなんだったのでしょうか。議員としてどうだこうだ以前の問題だと思いました。社会人として本当におかしい。どうしてあんな人が議員なのでしょう。腹立たしいです。申し訳ありませんが何をされるかわからないので名前は出せません。</p>	議会全般	<p>議員個人の見解は差し控えさせていただくと説明しながら、議員自ら逸脱したことはご指摘の通りであり、お詫び申し上げます。</p>
114	<p>感想になりますが、議会基本条例に関し勉強不足ですが、議会の充実が期待できる内容だと思います。また、前文にあるように、策定にあたり、全会派で議論されたこと、多くの市民の意見を参考にされたことは、今後より一層、市民全体の利益のために議員の皆さんが会派を超えて協力してくださるのだと嬉しく思います。12月議会で自治基本条例とともに決議され、市民が中心の市政運営、議会運営が行われることを希望します。</p>	議会全般	ご期待に沿えるよう努力します。

No.	寄せられたご意見	該当箇所	ご意見に対する市議会の考え方
115	<p>下記問題を取組んでいただければ幸いです。過去に、小生の次女(当時小学2年生)が自転車で通学路で車両に衝突され、後頭部を強く打ち救急車で搬送されて5日間の入院を余議なくされた。後遺症が出ないことを願いながら不安を抱えて生活しております。押しボタンの信号機を追加など道路の改善要望を上げても、説明もなく取上げてもらえてない。これまで要望を上げても何の対策もされておらず、萩山駅前で警察が、小遣い稼ぎのためへばりついていると噂されています。その中で、直近では、久米川駅から府中街道間のバス通りにおいても、自転車で乗った老人が交通事故で死亡されている。市が市民を守らずして誰が市民を守るのでしょうか。久米川駅から萩山商店街を抜けて、ざわざわ森から萩山四季の森公園付近で、最近車が制限速度を、はるかに超えて走行しており、子ども達が危険を感じて怖がっています。また、小生自身も横断歩道を渡る途中、信号無視をした暴走車にひかれそうになりました。市議会の方から東村山警察に取り締るようお願いして下さい。</p>	議会全般	行政、担当部署にお伝えします。
116	<p>残念ながら学習会や分科会傍聴には伺えませんでした。今回の説明会で、議会の一丸となった熱意を肌で感ずることができました。解説文をただ読み上げる説明会と、自分勝手な議員の発言に、ここまでこぎつけた道のりの困難さも理解できました。会場での質問も参考になりました。他会場での質問も、せめてHPで読めたら良かったです。回答内容が瞬時に理解できなかったのは、自身の能力不足ですが、簡単にホワイトボード等で目視化していただくと、もう少し理解できたと思います。耳だけで、議会の言葉を理解するのは、難しいです。次回の説明会のときは、経費節約だけどわかりやすい運営をみなさんで考えて下さい。よろしくお願いします。</p>	議会全般	ご意見を参考に、今後の報告会に生かしてまいります。
117	<p>一般質問の通告は数字等を問う以外は項目通告が良いのではないかと。</p>	議会全般	ご意見としていただいております。
118	<p>一般質問に請願・陳情項目は認めていないが、委員会審議の質疑とは本質的に異なるので認めるべき。特に3人以下の少数会派にとっては所属委員会以外の請願・陳情内容を質問質疑する場がない。</p>	議会全般	ご意見としていただいております。
119	<p>委員会での審議(予特含む)に通告制、時間制限している地方議会は少ない。三多摩では我が市のみ。議会を言論の府というのであれば撤廃すべき。そして関連質問も復活すべき。</p>	議会全般	ご提案の趣旨については、条例策定過程では議論していません。今後の議会運営を検討する際の参考にさせていただきます。
120	<p>議運委は2人以下の会派も参加させるべき。</p>	議会全般	議会運営委員会の構成については、これまでも議論してきましたが結論が出ていません。今後検討してまいります。

No.	寄せられたご意見	該当箇所	ご意見に対する市議会の考え方
121	通年議会制が云われているが我が市も都議会に見習って施行すべき。Cチーム立ち上げで今後の検討と云うことなので期待している。	議会全般	通年制については現在検討を進めています。
122	なお、先日の全議員によるはじめての議会報告会を大きく評価したいです。今後も会派を超えて議会改革のために頑張ってください。	議会全般	ご期待に沿えるよう努力します。
123	議会の基本となるこの条例に於いて、東村山住民の信義と信頼に応えるため、議会を通年にすることを“基本として”入れるべきではないでしょうか。聞くとところによると、素案では通年議会が入っており、議論されて来たとのこと。東村山住民の負託に応えるために、通年議会を基本条例に入れてください。東村山議会の良心に期待致します。	議会全般	通年制については、現在、検討を進めています。
124	3回の報告会と2週間のパブコメでは不十分。同じ事を行政がやったらここぞとばかりに批判するのにこの有様はいかがなものか。事前準備が決定的に足りていない自覚はあるか。	議会全般	ご意見としていただいております。
125	制定までに要した期間が長すぎる『当初からこのくらいかかるだろうという想定のもと設定した期間』と石橋委員長が言っていたが、そもそもの根拠が希薄であり、実態も月に一度の開催かつ前回までの中身はろくに覚えていない有様を見る限り真面目に取り組んでいるとは思えない。	議会全般	期間については特別委員会で集約し、これに沿って進めてきました。会議は月1回と決めていたわけではなく、月2回、3回など必要に応じて開催してきました。議事録などもぜひ参考にさせていただきたいと思います。
126	議員の倫理規定を設けるべき基本条例の中に詳細を記載する必要性は強く感じないが、倫理規定条例を制定し、参照とする旨の記載があっても良いのではないか。少なくとも議員や議会及び市長、さらには市民相手に訴訟を起こし、次々と敗訴を繰り返すような議員が存在する状況は異常である。公人である議員が関わった裁判に関してはその結果も公式に発表するべきではないか。	議会全般	議論はしましたが、時間をかけて検討すべきとの判断から見送ったものです。今後の課題ととらえています。
127	議会運営委員会の開催頻度が少ない協議会などを数多く開催していると言うが、市民の目の届かない所で行われている会合に意味は無い。	議会全般	議会運営委員会のあり方については議論しています。条例制定とは別に検討し、改善につなげていきます。